

兵庫県土木施工管理技士会会則

第一章 名称と事務所

(名 称)

第1条 本会は、兵庫県土木施工管理技士会と称する。(略称 兵庫県土木技士会)

(事務所)

第2条 本会は、事務所を神戸市に置く。

2 理事会の議決により支部を置くことができる。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、土木施工管理技士の品格と社会的地位の向上及び施工技術（建設工事）を適正に実施するために必要な専門の知識及びその能力の確保とその向上に努め、もって会員の利益と公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、目的達成のため次の事業を行う。

- 1 土木施工管理技士制度の普及及び宣伝。
- 2 施工技術の確保と技術の向上改善に関する施策。
- 3 会員の相互の連絡及び他団体との連絡。
- 4 会誌その他の印刷物の刊行及び配布。
- 5 その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第三章 会 員

(会員及び入会)

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員の2種とする。

2 正会員は、土木施工管理技士又は土木施工管理技士補とする。

3 賛助会員は、本会の趣旨に賛同する個人または団体とする。

4 会員になろうとするものは、入会申込書に別に定める入会金を添えて、申し込まなければならない。

5 会長は、前項の規定により入会申込を受理したときは、理事会の承認を得てその入会を決定する。

(会費の納入)

第6条 会員は、次の区分により会費を納入しなければならない。

- | | | |
|-------------|-----|--------------|
| 1 正会員 | 年 | 3, 6 0 0 円 |
| 2 賛助会員 (法人) | 年1回 | 2 0, 0 0 0 円 |
| (個人) | 年1回 | 6, 0 0 0 円 |

(退 会)

第7条 本会の会員が脱会しようとするときは、その理由を付して会長に届出なければならない。

2 既納の入会金及び会費は、返納しない。

(資格の喪失)

第8条 本会の会員の次の場合は、脱会したものとみなす。

- 1 本人から脱会の申出があったとき。
- 2 死亡したとき。
- 3 除名されたとき。

(除 名)

第9条 本会の名誉を毀損し若しくは目的趣旨に反するような行為があったとき、犯罪を犯したとき、または会費の納入を一年以上怠ったときは、理事会の議決を得て会長はこれを除名することができる。

第四章 役員及び職員

(役 員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----|-------|
| 理事 | 40名以内 |
| 監事 | 2名以内 |

(役員を選出)

第11条 理事の互選により会長1名、副会長3名以内、専務理事1名及び常任理事11名以内を定める。理事の内1名は事務局担当とする。

- 2 理事及び監事は、総会において会員のうちから選出する。ただし、これを相互に兼ねることはできない。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、それぞれ前任者の在任期間とする。
- 3 役員の任期満了の場合、または辞任した場合であっても後任者が就任するまでは、前任者がその職務の遂行を行う。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その指名された副会長が会長の職務を代行する。
- 3 常任理事は、会長を補佐し業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を組織し業務の執行を図る。
- 5 監事は、会計を監査する。

(顧問及び相談役)

第14条 本会に顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推せんにより会長が委嘱する。
- 3 顧問は重要な事項について、諮問に応ずる。
- 4 相談役は、会長が委嘱し、会の運営に際し相談に応ずる。

(職 員)

第15条 本会に庶務に従事する職員を、若干名置くことができる。

- 2 職員は会長が任命する。

(代議員)

第16条 本会に代議員を置くことができる。

- 2 代議員についての規定は別に定める。

第五章 会 議

(会 議)

第 17 条 会議は、総会、代議員会、常任理事会及び理事会の 4 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は事業年度終了後 3 か月以内に、臨時総会は随時必要なときに開催する。

3 理事会及び常任理事会は、随時必要なときに開催する。

4 代議員会は、随時必要なときに開催する。

総会は、代議員会によってそれに代えることができる。

(召 集)

第 18 条 会議は、会長が招集する。

2 会議の招集は、少なくとも 5 日前にその会議の目的である事項及び会議の日時並びに場所を記載した書面により通知するものとする。

3 会議を構成する会員若しくは役員の数分の 1 以上、又は監事から連名で会議の目的である事項を示して請求があったときは、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

(議 長)

第 19 条 会議の運営は、総会及び代議員会は出席会員より議長を選出して行う。理事会及び常任理事会は、会長がその議長となる。

(表決数)

第 20 条 会議の議事は、出席会員の過半数で決する。可否同数のときは議長が決する。

2 やむを得ない事由により会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面で表決し、または代理人に委嘱することができる。この場合は出席したものとみなす。

3 会長は、簡単な事項または急を要する事項については、書面を送付して賛否を求め会議に代えることができる。

(議決事項)

第 21 条 この会則に規定してあるもののほか、次の事項は総会の議決を得なければならない。

- 1 事業の計画
- 2 財産の処分
- 3 借入金（長期）
- 4 会則等の制定改廃
- 5 その他会長が付議した事項

第六章 資産及び会計

(資 産)

第 22 条 本会の資産は、次の各号にかかげるものからなる。

- 1 会 費
- 2 寄付金
- 3 財産から生じる果実
- 4 事業に伴う収入
- 5 その他の収入

(経費支弁)

第 23 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(資産の管理)

第 24 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て定める。

2 資産のうち現金は、郵便局、確実な銀行又は信託銀行に預け入れ若しくは信託或いは国公債その他確実な有価証券に換えて保管するものとする。また、総会の議決を得て不動産の買入れまたは処分することができる。

(剰余金の処分)

第 25 条 年度末に剰余金を生じたときは、総会の議決を経てその全部又は一部を翌年度に繰り越すかまたは積立てるものとする。

(予算および決算)

第 26 条 会長は、本会の毎年度の歳入、歳出予算を年度開始前に理事会の認定を付し総会の議決を経て定め、歳入歳出決算については、年度終了後 2 ヶ月以内にその年度末の財産目録と共に監査及び理事会の認定を経て総会の承認を求めるものとする。

(会 計)

第 27 条 本会は、会計を一般会計と特別会計を設けることができる。

(予備費)

第 28 条 本会の不時の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

(会計年度)

第 29 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

附 則 この会則は、昭和 53 年 9 月 22 日より施行する。

附 則 この細則は、平成 17 年 6 月 21 日から適用する。

附 則 この会則は、平成 29 年 6 月 20 日から適用する。

附 則 この会則は、平成 30 年 5 月 14 日から適用する。

附 則 この会則は、令和 4 年 5 月 9 日から適用する。



代議員に関する規程

(目的)

第 1 条 この規定は、兵庫県土木管理技士会会則第 16 条 2 項に基づき、代議員に関する事項を定めるものとする。

(代議員の選出)

第 2 条 代議員は、当分の間、兵庫県土木管理技士会の役員をもって充てる。

附 則 この規程は、平成 21 年 2 月 19 日から適用する。

会 員 及 び 会 費 (内規)

1 会員の区分

- (1) 正会員（個人・A）は、1・2級土木施工管理技士又は1・2級土木施工管理技士補とする。
- (2) 賛助会員（個人・B）は、正会員以外の一般土木技術者とする。
- (3) "（団体・C）は、土木事業に直接関連する機関、団体または事業体とする。
- （入会単位は本社、支社、支店、営業所、工事事務所、出張所等とする。）
- 団体C会員に加入の場合は、申し出により、団体内の土木施工管理技士又は土木施工管理技士補をあわせて、3名まで個人会費免除で、個人会員（C-A会員）に登録できる。

2 会費および入会金

- (1) 年会費及び入会金は、次のとおりとする。

会 員 区 分		項 目	年 会 費 (イ)	入 会 金 (ロ)	合 計 (イ) + (ロ)
正 会 員	個人(A) (土木施工管理技士又は 土木施工管理技士補)		3, 600円	3, 000円	6, 600円
	個人(B) (一般技術者)		6, 000円	5, 000円	11, 000円
賛 助 会 員	団体(C) (建設関連機関法人等)		20, 000円	15, 000円	35, 000円

- (2) 納入された会費は、返還しない。
- (3) 退会の届出のあった場合、または会員資格が喪失した場合、入会金は返金しない。